

安芸太田町立安芸太田中学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、安芸太田町立安芸太田中学校の教育目標を達成するため、生徒自らが自立した社会の一員として、自主的・自律的かつ充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関するこ

(登下校・遅刻・欠席・早退)

第2条 自宅を出て、帰宅するまでが学校生活であるという認識のもと、社会の一員として交通法規やマナーを守り、安全に登下校する。

2 登下校では、安全確保のため反射材（タスキ等）を着用する。

3 自転車通学を行う者は、自転車通学届を提出し、学校の許可を受けた上で、自転車通学遵守事項を守って通学する。

4 遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導する。

(1) 遅刻の場合

遅刻して登校した場合は、必ず職員室に登校報告を行い、行動の指示を受ける。

(2) 早退及び外出の場合

事前に早退や校外への外出の必要性がわかつている場合は、保護者が理由・時間・方法（送迎する人や下校・外出手段等）を学校に、事前連絡する。ただし、原則、生徒のみの外出は許可しない。

(頭髪)

第3条 学習活動や運動等の教育活動への妨げとならない清潔な髪型や長さとする。

2 頭髪について次のことを指導する。指導に対する改善が見られない場合は、特別な指導を行う。

(1) 不自然な髪型にしないこと。

(2) ヘアピン・ヘアゴムは、華美でないものを使うこと。

(3) 染色、脱色、着毛しないこと。整髪料を使用しないこと。

(4) 身体上の都合等で上記の規程を守ることができない場合、保護者を通して担任に届け出る。届出により、状況に合わせた配慮を学校の許可のもと行う。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第4条 学習活動や運動等の教育活動への妨げとならない身だしなみとする。

2 化粧・装飾をしない。装身具等を身に着けない。また学校生活に不要な物の持ち込みについて、次のことを指導する。指導に対する改善が見ら

れない場合は、特別な指導を行う。

- (1) 不自然な眉毛・まつ毛・まぶたにしない。
- (2) 制汗剤、日焼け止め、ハンドクリーム、リップクリームは使用しても良い。ただし、無色・無香料のものとする。
- (3) 学校での学習活動に必要でないものは持参しない。違反があった場合、物品は学校で預かり、保護者に直接返却する。

(身なり・持ち物等)

第5条 校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服を正しく着用する。学校の指示があった場合には、正装で学校教育活動を行う。

- 2 部活動のない休日や下校後等に生徒が学校に来る場合は、制服または本校指定のものを着用する。
- 3 特別な理由がある場合、学校の許可または指示により、制服以外の服装で登下校してもよいものとする。
- 4 制服等について次のことを指導する。指導に対する改善が見られない場合、特別な指導を行う。

(1) 制服

制服のボタンは全部留める。ただし、暑い時はシャツの第一ボタンを閉めなくてもよい。

(2) シャツ

- ①ポロシャツ・カッターシャツの着用
カッターシャツの裾は、スラックス・スカートの中へ入れる。

②ポロシャツ

白色で、装飾のないものとする。

③健康・衛生面

健康・衛生面上、ポロシャツ、カッターシャツの下には下着を着用する。下着は、華美でないものとする。

(3) スラックス・ベルト

スラックスは、腰までずらした着こなしは禁止とする。ベルトは、華美でないものとする。

(4) スカート

スカート丈は、膝（膝蓋骨）にかかる長さとする。変形等は禁止とする。

(5) 靴下

靴下は、華美でないものとする。

(6) 通学靴

運動靴は、華美でないものとする。原則、運動に支障がないものとする。雨天時や降雪時は長靴等を使用してもよい。華美でないものとする。

(7) 上履き・体育館シューズ

上履きと体育館シューズは、学校指定のものを履き分けて使用する。

(8) 名札

左胸につけ、登校後から下校前まで着用する。

(9) セーター・ベスト・カーディガン

着用する時は、制服の丈や袖からはみ出さないようにする。色は、華美でないものとする。

(10) 防寒具及び防寒着

①着用

手袋・マフラー・帽子、ウインドブレーカー等を着用してもよい。華美でないものとする。

②着用場所

登校したらはずし（脱ぎ）、校舎内では着用しない。ただし、気温や天候、体調などを考慮して、体調管理のために必要となる場合は、防寒着の着用を認める。

③スカート着用時のタイツ着用

タイツを着用してもよい。タイツは、華美でないものとする。

(11) 体操服等

①服装

部活動 体育は、原則、指定の体操服とする。部活動は、各部顧問の指示に従う。

②特別配慮

事情により、既定の服装にできない場合は、保護者が担任または各部顧問に申し出て学校の許可を得る。

③部活動

休日の部活動への登下校は、体操服または部活動の服装でもよい。部活動の練習試合等の参加時もこの規程に準ずる。

(12) 持ち物について（学習用品等）

①学習用品等

カバンや筆箱等の学用品に過度に飾り（キーホールダー・シール等）をつけない。

②飲み物

水筒またはペットボトルに、お茶や水やスポーツドリンクを入れて持参してもよい。ペットボトルをゴミとして学校に捨てない。

（校内の生活）

第6条 校内の生活について、次のことを指導する。指導に対する改善が見られない場合、特別な指導を行う。

（1）休憩時間

①教室等の利用は、教職員に届け出る。用のない教室に無断で入室や使用をしない。

②特別教室の備品（楽器・木工道具等）は、担当の教職員の指示のもとで使用する。

（2）体育館の利用

①更衣室は、更衣のみの利用とする。体操服等の私物を置いたままにしない。

②館内は、体育館シューズに履き替えて利用する。

（5）学校より貸与されるタブレットPCの使用

①学校教育活動での使用に限る。

②学校内の施設設備やタブレットPCを破損した場合や破損等不具合を発見した時は、職員室に届け

出る。場合によっては関係機関と連携を行う。破損については原則として実費弁償とするが、状況によってはこの限りではない。

第3章 特別な指導に関するこ

（特別な指導）

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が問題行動を起こした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために指導する。

（問題行動への特別な指導）

第7条 次のような問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

（1）法令・法規に違反する行為

（2）本校の規則等に違反する行為

①いじめ

②カンニング等の不正行為

③指導無視及び暴言等

④不要物の持ち込み

⑤服装・身なりの乱れ

⑥生徒間暴力・対教師暴力

⑦本来の目的に反したタブレットPCの使用

⑧その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（特別な指導）

第8条 特別な指導は次の通りとする。指導にあたっては、発達段階や常習性を配慮する。

（1）本人への説諭及び保護者への連絡または面談

（2）個別反省指導

（3）警察等関係機関との連携

（規程の周知）

第9条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等で、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問を行う。

第4章 生徒指導規程の改正について

（生徒指導規程改正手続き）

第10条 本規程の改正手続きについて、次の通り定める。

（1）生徒会代議員が各クラス生徒からの意見を集約し、改正案を発議する。

（2）代議員は改正案を中央委員会に諮り、生徒会案としてまとめる。

（3）生徒会案を生徒指導部会で検討し、管理職・教職員により改正内容を協議し、決議を行う。

※改正案の内容によってはPTA運営委員会にて決議を行う。

（4）改正案は、校長の決裁ののち、保護者および全校生徒へ周知する。